ロ　第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項の改正規定（「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第十七条の二の二第二項の改正規定（「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第十七条の二の三第二項の改正規定（「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第十七条の三第一項の改正規定（「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第十七条の三の三第一項の改正規定（「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の二第二項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の二の二第二項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の二の三第二項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の三第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）及び同法第二十五条の三の三第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）及び同法第二十五条の三の二第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の二第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の三第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の三第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の四第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の四第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の五第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の五第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の六第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の六第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の七第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の七第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の八第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の八第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の九第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の九第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の十第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の十第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の十一第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の十一第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の十二第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の十二第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の十三第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の十三第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の十四第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の十四第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の十五第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の十五第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の十六第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の十六第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の十七第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の十七第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の十八第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の十八第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の十九第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の十九第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の二十第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の二十第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の二十一第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の二十一第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の二十二第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の二十二第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の二十三第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の二十三第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の二十四第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の二十四第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の二十五第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の二十五第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の二十六第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の二十六第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の二十七第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の二十七第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の二十八第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の二十八第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の二十九第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の二十九第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の三十第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の三十第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の三十一第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の三十一第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の三十二第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の三十二第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の三十三第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の三十三第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の三十四第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の三十四第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の三十五第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の三十五第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の三十六第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の三十六第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の三十七第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の三十七第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の三十八第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の三十八第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の三十九第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の三十九第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の四十第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の四十第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の四十一第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の四十一第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の四十二第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の四十二第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の四十三第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の四十三第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の四十四第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の四十四第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の四十五第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の四十五第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の四十六第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の四十六第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の四十七第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の四十七第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の四十八第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の四十八第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の四十九第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の四十九第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の五十第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の五十第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の五十一第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の五十一第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の五十二第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の五十二第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の五十三第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の五十三第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の五十四第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の五十四第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の五十五第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の五十五第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の五十六第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の五十六第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の五十七第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の五十七第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の五十八第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の五十八第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の五十九第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の五十九第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の六十第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の六十第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の六十一第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の六十一第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の六十二第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の六十二第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の六十三第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の六十三第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の六十四第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の六十四第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の六十五第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の六十五第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の六十六第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の六十六第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の六十七第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の六十七第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の六十八第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の六十八第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の六十九第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の六十九第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の七十第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の七十第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の七十一第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の七十一第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の七十二第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の七十二第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の七十三第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の七十三第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の七十四第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の七十四第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の七十五第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の七十五第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の七十六第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の七十六第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の七十七第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の七十七第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の七十八第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の七十八第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の七十九第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の七十九第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の八十第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の八十第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の八十一第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の八十一第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の八十二第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の八十二第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の八十三第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の八十三第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の八十四第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の八十四第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の八十五第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の八十五第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の八十六第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の八十六第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の八十七第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の八十七第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の八十八第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の八十八第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の八十九第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の八十九第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の九十第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の九十第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の九十一第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の九十一第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の九十二第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の九十二第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の九十三第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の九十三第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の九十四第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の九十四第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の九十五第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の九十五第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の九十六第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の九十六第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の九十七第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の九十七第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の九十八第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の九十八第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の九十九第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の九十九第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百一第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百一第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百二第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百二第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百三第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百三第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百四第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百四第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百五第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百五第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百六第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百六第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百七第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百七第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百八第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百八第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百九第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百九第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百十第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百十第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百十一第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百十一第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百十二第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百十二第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百十三第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百十三第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百十四第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百十四第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百十五第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百十五第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百十六第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百十六第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百十七第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百十七第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百十八第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百十八第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百十九第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百十九第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百二十第一項の改正規定（「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百二十第一項の改正規定（「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の三の二の百二十一第一項の改